

かつしか 区議会だより

第1回臨時会

5月	29日	本会議(議案の付託・議決等) 常任委員会 議会運営委員会
----	-----	------------------------------------

第2回定例会

6月	8・9日	本会議(一般質問、議案の付託等)
	10～15日	常任委員会
	17～19日	特別委員会
	23日	議会運営委員会
	24日	本会議(議案の議決等)

主な内容 2・3面…一般質問
4面…可決された議案ほか

NO.198 平成21年(2009年) 7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



青戸平和公園の非核平和記念塔

北朝鮮の核実験を強く 非難する決議を可決

経済危機対策などに伴う地方負担 の軽減を求める意見書を可決

第1回臨時会では、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など区長提出議案3件と、北朝鮮の核実験を強く非難する決議など議員提出議案2件が可決されました。第2回定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われ、

れました。

また、平成21年度葛飾区一般会計補正予算(第1号)をはじめとする区長提出議案等20件と、経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書などの議員提出議案5件が可決されました。

可決された決議・意見書(要旨)

臨時会では次の決議1件、定例会では意見書5件を可決し、関係機関に送付しました。(件名の下の分は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は4面に記載)

北朝鮮の核実験を強く非難する決議

北朝鮮は、国際世論を無視し、5月25日に2回目の地下核実験を強行し、翌26日には日本海に向けた短距離ミサイルを発射した。今回の核実験は、国連安保理への重大な挑戦であり、核廃絶を求める人々の願いを踏みにじる暴挙であり、断じて容認し得るものではない。本区は「非核平和都市宣言自治体」として、議会と区が一体となり、非核平和関連事業を数多く展開し区民にその実現を訴えるとともに、いかなる国の核兵器に対してもその廃絶と、すべての核実験の禁止を求めてきた。よって、北朝鮮の核実験に対し強く非難するとともに、北朝鮮がただちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを厳に求める。また、日本政府においては、国際社会と緊密に連携して二〇〇六年の国連決議に対する明確な違反を許すことなく実効ある安保理決議の実現を目指すこと。さらに各国の動きをにらみながら強固な措置を検討するとともに、北朝鮮に対し抗議の意思を伝え、6カ国協議への早期復帰による対話の扉を開き、核、ミサイルなどの懸案の解決にむけた具体的行動を起こすことを強く求めるものである。

経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①地方自治体に配分される15の基金などの運用は、地域の実情や創意工夫に応じて柔軟に対応できるよう配慮すること②消費生活相談窓口機能強化を図るため、地方消費者行政活性化基金は人件費にも充当できるようにすること③21年度から3カ年の財源措置が行われている基金などは、その後の地方負担の在り方について十分検討を行うこと④公債費負担軽減対策の継続や、地方税の還付加算金の在り方について、地方税財源の状況を勘案して検討すること

ハローワークの機能の抜本的強化と地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書

政府及び東京都に対し、次の事項を強く求める。①ハローワークの職員や相談員の増員に当たっては、地方のハローワークの業務の実態に応じて適切な配分を行い、機能強化を図ること②ジョブカードの推進に当たる職業訓練情報連携推進員はジョブカフェなどへの重点配分を行い、若者学生などの就職相談機能を強化すること③雇用調整助成金の申請に当たっては、申請アドバイザーの機能を強化すること④、社会保険労務士を活用するなどの体制整備を図ること⑤「環境・エネルギー技術」分野への集中投資を行い、新たな産業の創出により雇用を創出・拡大すること⑥失業者が増加する一方で、介護や医療などの雇用のミスマッチを解消するとともに、地域雇用創出の拡大を図り、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業については、柔軟かつ多様な対応ができるよう制約を緩和すること⑦非正規労働者対策の強化、企業融資制度の充実、その他様々な場面でのセーフティネットの充実強化を図ること

新型インフルエンザへの対応強化と医療体制の拡充を求める意見書

政府及び東京都に対し、次の事項を強く求める。①地方自治体への迅速な情報提供、国民への周知を徹底するとともに、相談窓口の整備を行うこと②新型インフルエンザに対応するワクチンの早期製造に全力を挙げるとともに、防疫体制の整備について各地方自治体との連携を図ること③新型インフルエンザに罹患した慢性透析患者のみの透析医療を担う協力病院・診療所の指定と、タミフルや診断キットの優先供給、PPE(感染保護具)の供給を行うこと④透析を専門とする無床診療所でも透析患者に限った協力施設としての指定を可能にすること⑤治療継続疾患患者や妊産婦等へのタミフルなどの優先投与と、抗ウイルスマスクを確保し予防指導を徹底させること⑥透析患者や妊産婦等への予防投与を検討すること⑦透析患者や妊産婦等の家族への予防や罹患した時の医療体制の指導を徹底すること

ハッ場タムの建設事業の推進を求める意見書(分)

国会及び政府に対し、ハッ場タムの建設事業を推進し、早期完成を図ることを強く要請する。

子育て支援策の拡充を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①子育て応援特別手当の支給対象者の拡大が21年度限りの措置であるため、恒久的な制度化をすること②次世代育成支援策の拡充のための財政措置と必要な施策を講ずること③要保護児童が家庭的な環境でケアを受けられるように里親委託や小規模住宅型児童養育事業などの体制整備を行うこと④家庭的保育者の質の確保のため、研修体制の整備充実を図ること⑤事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲拡大の周知及び支援に努めること

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状(答礼のための自筆のものを除く)を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金(出産・新築等)、贈り物(お中元・お歳暮等)をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。